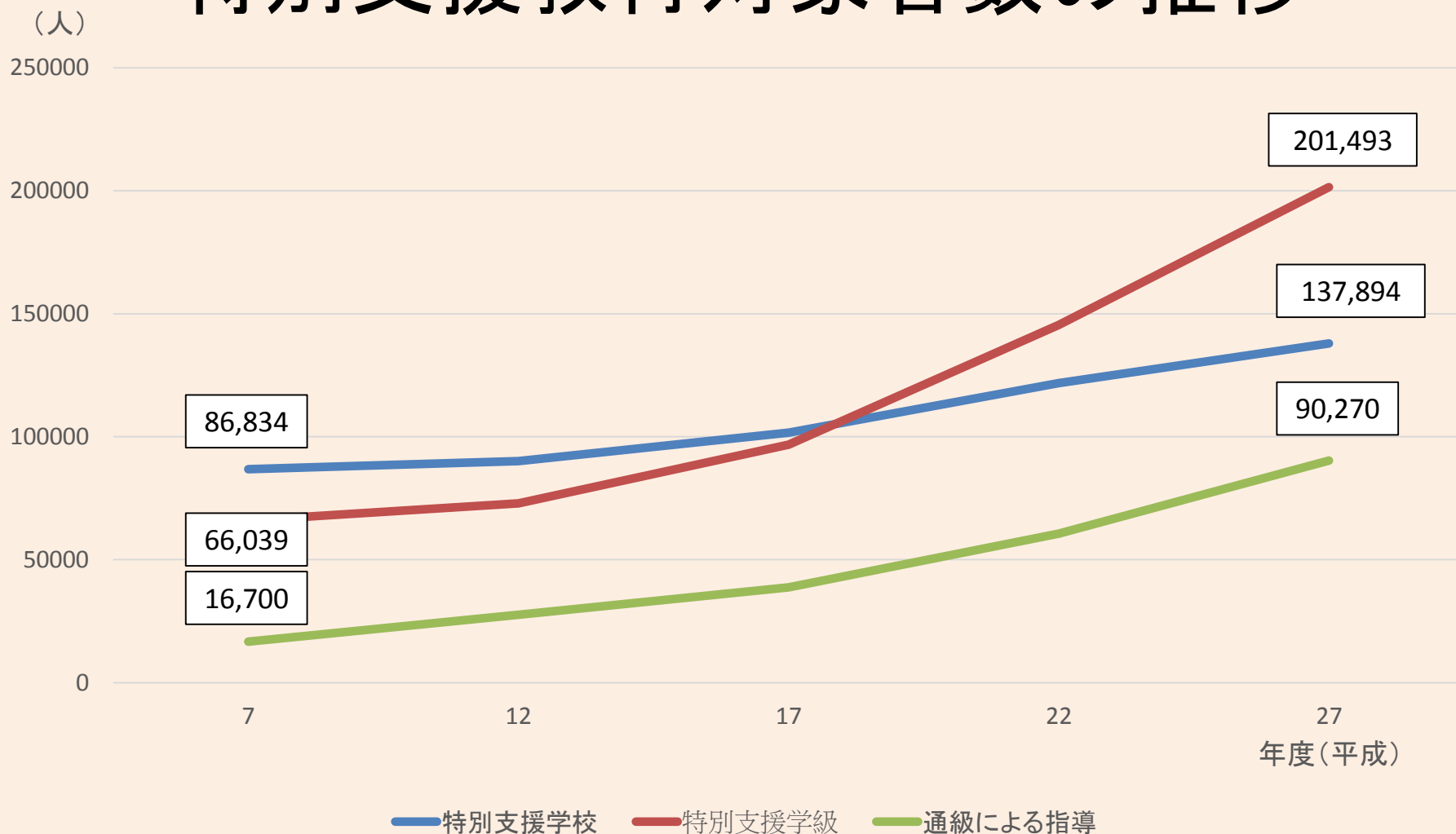


校内研修 配付資料

インクルーシブ教育システム構築 及び合理的配慮について

佐賀県教育センター 生徒指導担当

特別支援教育対象者数の推移



【特別支援教育資料(平成27年度) 文部科学省平成28年6月】

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成27年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1009万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.69%
(約7万人)



小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

2.00%
(約20万1千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者: 約1万8千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

H16年比で2.3倍

0.89%
(約9万人)



3.58%
(約36万2千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒: 6.5%程度※の在籍率

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員より判断された回答に基づくものであり、医師の判断によるものではない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者: 約2.100人(うち通級: 約250人))

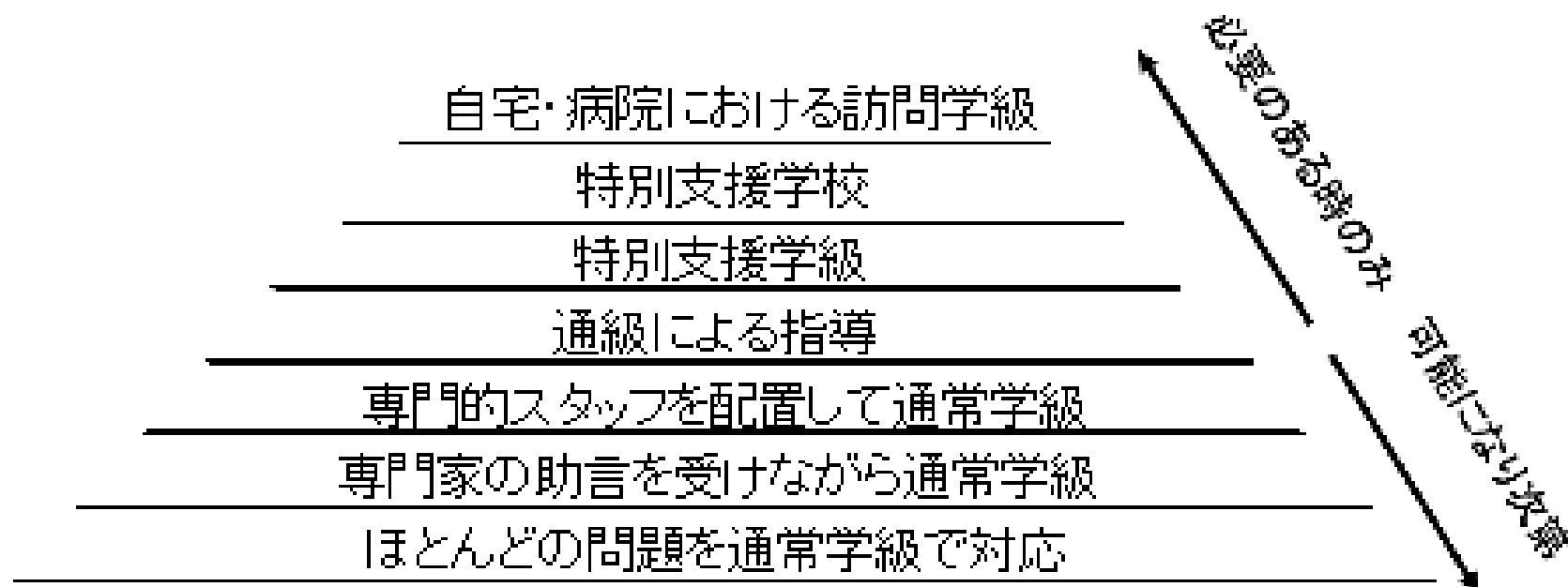
インクルーシブ教育システムとは

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、**障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み**であり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な**「合理的配慮」**が提供される等が必要とされている。

(障害者の権利に関する条約第24条より)

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



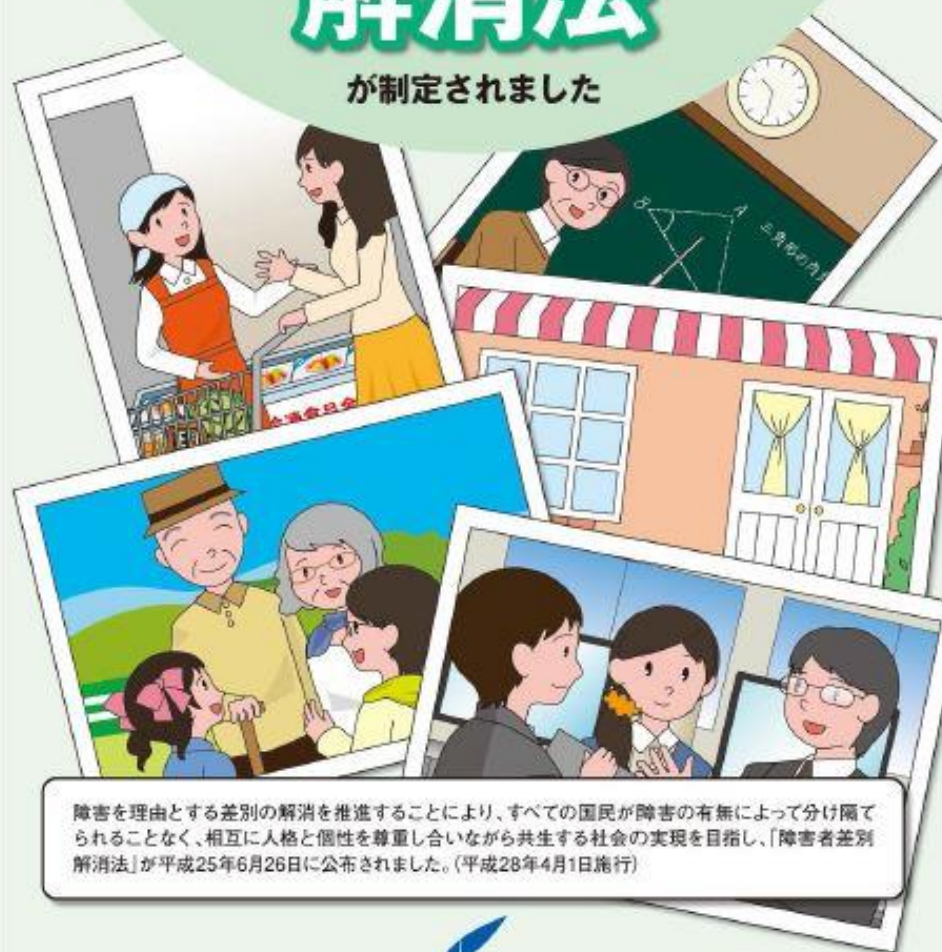
本質的な視点

障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すことが大切です。その場合には、**それぞれの子どもが、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか**、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要です。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

障害者差別 解消法

が制定されました



障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、「障害者差別解消法」が平成25年6月26日に公布されました。(平成28年4月1日施行)

平成28年4月1日施行

- ①「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止すること。
- ②「基本方針」を作成すること。
- ③具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成すること。

「合理的配慮」

「合理的配慮」とは、障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、**学校の設置者や学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと**であり、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるものである。**

(障害者の権利に関する条約第2条より)

学校における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学習又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

学校における合理的配慮の観点

②支援体制

- ②－1 専門性のある指導体制の整備
- ②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②－3 災害時等の支援体制の整備

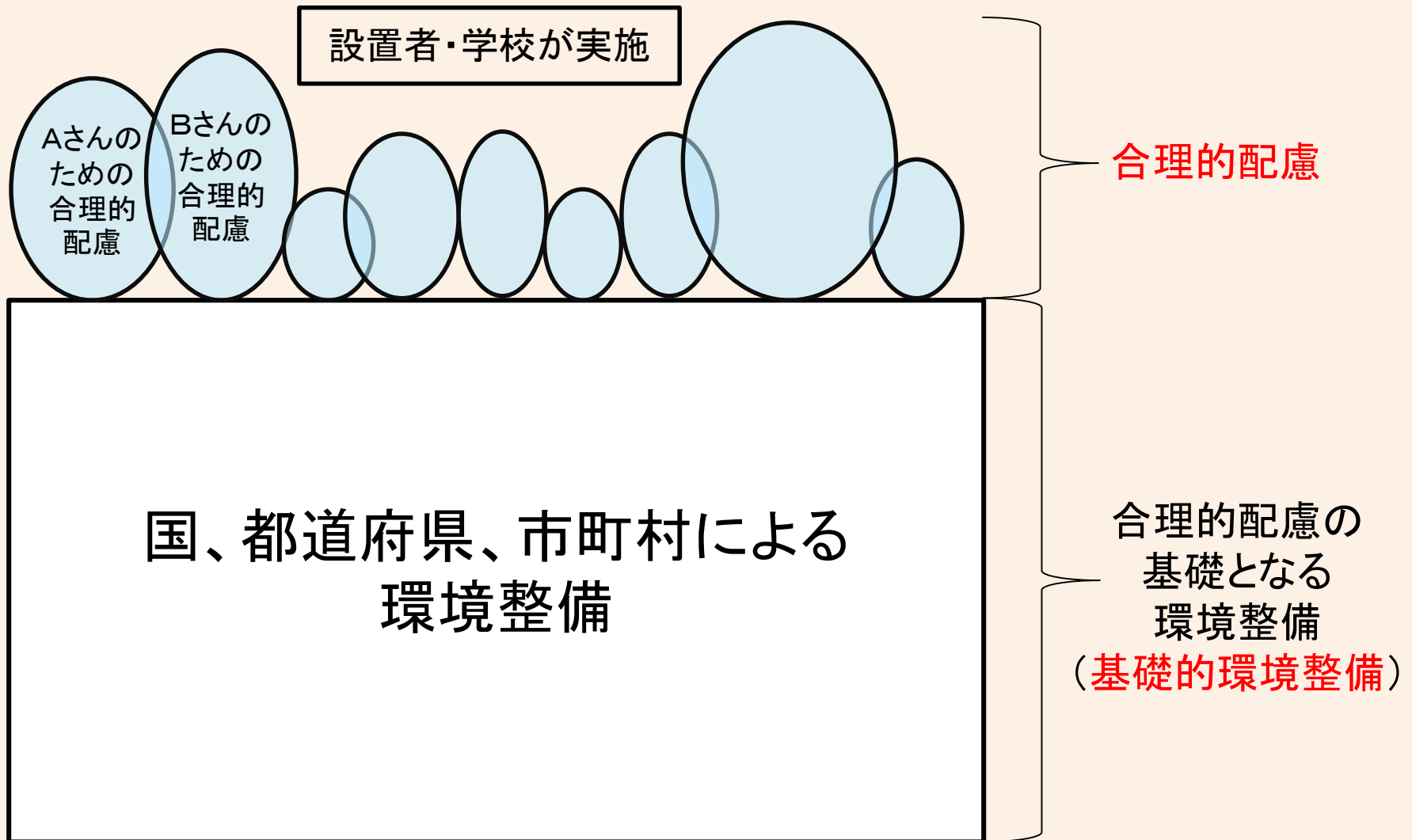
③施設・設備

- ③－1 校内環境のバリアフリー化
- ③－2 発達、発達の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮の具体例

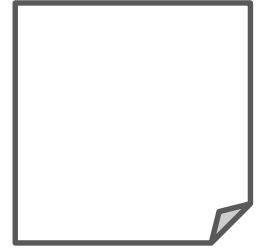
- 見えにくい教材の拡大コピーをする【視覚障害】
- 聞こえにくさに応じた座席の配置【聴覚障害】
- 生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるように配慮する【知的障害】
- 体育等での運動の内容を変更する【肢体不自由】
- 特別支援学校のセンター的機能を活用する
- 児童生徒、教職員、保護者の理解啓発をする
- クールダウンのための部屋を確保する

合理的配慮と基礎的環境整備の関係

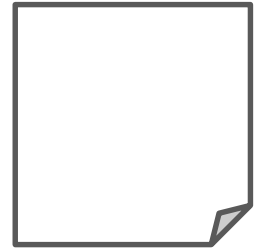


演習「これってどうなの？ 合理的配慮」

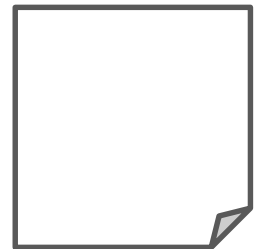
1 診断書等がない子供の場合は合理的配慮を提供する必要はない。



2 本人・保護者の意思の表明がない場合は、合理的配慮を提供する必要はない。



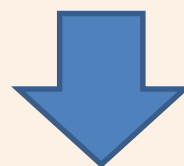
3 本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については全て提供しなければならない。



「障害者基本法」における障害者の定義

「身体障害者、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（第2条第1号）



診断書や障害者手帳等の有無は、判断の基準ではない。

なお、意思の表明が困難な障害者、家族介助等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

教育の分野においては、教育基本法第4条第2項の規定も踏まえつつ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から判断していくことが重要

(平成27年度合理的配慮普及推進セミナー資料より)

「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

- 「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」も異なる
- 「基礎的環境整備」についても、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課すものではない

本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、合理的配慮を検討・決定する

検討事項例

- ・何のために、その合理的配慮を提供するのか？
- ・必要とされる合理的配慮は何か？
- ・何を優先して提供する必要があるか？
- ・体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか？
- ・教育の目的・内容・機能の本質的な変更になっていないか？
- ・その合理的配慮の内容が、法令違反になっていないか？

検討の結果、理にかなっていないならば、本人・保護者からの要望のあった内容について、提供できない場合もある。

引き続き、十分な情報提供を行うとともに、**その子どもに十分な教育を提供する視点**から、代替の合理的配慮等について、合意形成を図っていくことが重要

各学校における合理的配慮の提供のプロセス（対応指針等を基にした参考例）

